

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受理年月日	年 月 日
×認 定 番 号	

保安機関認定更新申請書

年 月 日

燕・弥彦総合事務組合 管理者 殿

〒
住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

電話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 32 条第 1 項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

2 更新を受けようとする保安業務区分

保安業務区分	更新を受けようとするものに○をつける
1 供給開始時点検・調査	
2 容器交換時等供給設備点検	
3 定期供給設備点検	
4 定期消費設備調査	
5 周知	
6 緊急時対応	
7 緊急時連絡	

（備考）×印の項は記載しないこと。

事業所の所在地

FAX

保 安 業 務 区 分		点 検 ・ 調 査 供 給 開 始 時	点 検 供 給 設 備 容 器 交 換 時 等	点 検 定 期 供 給 設 備	調 査 定 期 消 費 設 備	周 知	緊 急 時 対 応	緊 急 時 連 絡
一 般 消 費 者 等 の 数								
保 安 業 務 資 格 者 の 数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 製造保安責任者						人 その他 人
調 査 員 の 数			人					
保安業務資格者及び調査員以外の 者であって保安業務に従事する者				人	人			
年 間 実 働 日 数 又 は 平 均 月 間 実 働 日 数			日／月	日／年	日／年			
保 安 業 務 用 機 器	自 記 圧 力 計	個						
	マ ノ メ ー タ	個						
	ガ ス 検 知 器	個						
	漏 え い 検 知 液	個						
	緊 急 工 具 類	セット						
	一 酸 化 炭 素 測 定 器	個						
	ボ ー リ ン グ バ ー	個						
緊急時対応を行う場合に あってはその方法		出動するための手段：□車 □オートバイ □その他（ ） 緊急時の連絡の受信方法：□電話□その他（ ） 集中監視システムの有無：□有り □無し						

(備考) 1 事業所ごとに記載すること。

2 表中の「□」には、該当する項目にレ点を記入すること。その他に該当する場合は、その内容を具体的に記載すること。

保安業務技術的能力算定書

1 保安業務資格者の算定

A：保安業務区分ごとの一般消費者等の数 **B**：月間実働日数 **C**：年間実働日数
D：調査員数 **E**：充てん作業者数

保安業務区分		算定式	算定値	備考
1 供給開始時点検・調査		$\text{A} \times \frac{1}{20,000}$		
2 容器交換時等供給設備点検		$\text{A} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{\text{B}} - \text{D} - \text{E}$		0未満の場合は0とする
3 定期供給設備点検及び4 定期消費設備調査 ※いずれか該当する式で計算すること	3と4の両方	$\text{A} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{\text{C}} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴って点検及び調査を行う場合は、20を三分の四倍することができる。
	3のみ	$\text{A} \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{\text{C}} \times \frac{1}{4} - \text{E}$		補助員を伴って点検を行う場合は、30を三分の四倍することができる。
	4のみ	$\text{A} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{\text{C}} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴って調査を行う場合は、25を三分の四倍することができる。
5 周知 ※上段か下段のいずれか該当する式で計算すること		$\text{A} \times \frac{1}{40,000}$ ※2 容器交換時点検・3 定期供給設備点検・4 定期消費設備調査のいずれかを行う場合		
		$\text{A} \times \frac{1}{20,000}$ ※上段の場合以外		
6 緊急時対応		$\text{A} \times \frac{1}{20,000}$		
7 緊急時連絡 ※上段か下段のいずれか該当する式で計算すること		$\text{A} \times \frac{1}{20,000}$ ※消費者戸数が 20,000 戸以下の場合		
		$1 + \frac{\text{A} - 20,000}{80,000}$ ※消費者戸数が 20,000 戸を超える場合		
合計				
必要人数			名	合計値の小数点以下を切り上げて記入すること

2 保安業務用機器の算定

A : 保安業務区分ごとの一般消費者等の数
 B : 月間実働日数
 C : 年間実働日数

(1) 保安業務用機器の算定値

保安業務区分		算定式	算定値	備考
1 供給開始時 点検・調査	A	$\times \frac{1}{20,000}$	イ	
2 容器交換時等 供給設備点検	A	$\times \frac{1}{100} \times \frac{1}{\text{B}}$	ロ	
3 定期供給設 備点検及び4 定期消費設 備調査 ※いずれか 該当する 式で計算 すること	3と4 の両方	$\times \frac{1}{20} \times \frac{1}{\text{C}} \times \frac{1}{4}$	ハ	補助員を伴って点検及び調査を行 う場合は、20及び25を三分の四倍 することができる。
		$\times \frac{1}{25} \times \frac{1}{\text{C}} \times \frac{1}{4}$	ニ	
	3のみ	$\times \frac{1}{30} \times \frac{1}{\text{C}} \times \frac{1}{4}$	ホ	補助員を伴って点検を行う場合は、 30を三分の四倍することができる。
	4のみ	$\times \frac{1}{25} \times \frac{1}{\text{C}} \times \frac{1}{4}$	ヘ	補助員を伴って調査を行う場合は、 25を三分の四倍することができる。
6 緊急時対応	A	$\times \frac{1}{20,000}$	ト	

(2) 保安業務用機器数

機器名	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	算定値合計	必要数
自記圧力計又はマ ノメータ									
ガス検知器									
漏えい検知液									
緊急工具類									
一酸化炭素測定器									
ボーリングバー									

※必要数欄は、各保安業務用機器の算定値合計の小数点以下を切り上げて記入すること。

保安業務従事者の資格一覧表

氏名	保安業務を実施するための資格						
	液化石油 ガス設備士	第二種販売 主任者	製造保安 責任者	業務主任者 の代理者 講習	保安業務 資格者講習	充てん 作業講習	調査員 講習

(備考) 1 事業所ごとに、保安業務に従事する者のみ記載すること。
 2 各保安業務従事者の所有する免状すべてに「○」をつけること。
 3 免状の写しを添付すること。(講習受講欄を含む) ただし、複数の免状を所有している場合は、表中「保安業務を実施するための資格」欄の左側にある資格を優先して1種類のみ添付すること。
 (例) 液化石油ガス設備士と第二種販売主任者と充てん作業講習受講の3つの資格を有する場合、液化石油ガス設備士の免状の写し(講習受講欄を含む)だけを添付する。第二種販売主任者免状と、充てん作業講習受講修了証の写しの添付は不要。

役員及び構成員の構成について

年 月 日

住 所	〒
氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	電話

当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 33 条に規定する構成員）のうち、下記事項に該当するものは、3 分の 1 以下です。

記

- 1 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
- 3 液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

保安業務以外の業務の種類及び概要

業 務 の 種 類	業 務 の 概 要	業務の比率
液化石油ガス関係	・ 液化石油ガスの販売業務 ・ 〃 配送業務 ・ 〃 検針業務 ・ 〃 集金業務 ・ 〃 充てん業務	
燃 焼 器 関 係	・ 家庭・業務用等の LP ガス器具の販売及び修理 ・ 〃 ガス器具の販売及び修理 ・ 〃 石油関係器具の販売及び修理 ・ 家庭用電気製品の販売及び修理	
設 備 機 器 関 係	・ 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の水回り設備機器の販売及び修理 ・ 設備機器の設置及び修理	
石 油 製 品 関 係	・ 石油製品の販売 ・ ガソリンスタンドの業務	
管 工 事 関 係	・ 液化石油ガス設備工事 ・ その他の管工事	
農業用機械器具関係	・ 農業用機械器具の仕入及び販売 ・ 農業用機械器具の修理	
米 穀 関 係	・ 米穀の仕入及び販売	
酒 類 関 係	・ 酒類の仕入及び販売	
薪 炭 関 係	・ 薪炭の仕入及び販売	
そ の 他		
計		100 %

(備考) この様式でなくても、対外的な説明に用いられる会社概要書等でもよい。

欠格条項に該当しないことの誓約書

年 月 日

燕・弥彦総合事務組合 管理者 殿

〒
住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名

電話

私（法人の場合は当社の業務を行う役員を含む）は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 30 条に規定する欠格条項に該当しないことを誓約します。

欠 格 条 項	1 液化石油ガス法若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
	2 液化石油ガス法第 35 条の 3 の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
	3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち上記 1、2、3 のいずれかに該当する者があ るもの